

FAX用 健康相談・面接指導・利用申込書

事業場	相談内容 (希望するものに○)	1 労働者の健康管理に係る相談 (対象者 名) 2 労働者の健康管理(メンタルヘルス)に係る相談 (対象者 名) 3 健康診断の結果についての医師の意見聴取 (対象者 名) 4 長時間労働者に対する面接指導 (対象者 名) 5 高ストレス者に対する面接指導 (対象者 名) 6 その他() (対象者 名)
	事業場名	労働者数 名
	事業内容	1 製造業 2 建設業 3 運送業 4 電気・ガス・水道 5 情報通信業 6 卸・小売業 7 金融・保険業 8 不動産業 9 飲食・宿泊業 10 医療・福祉 11 教育・学習支援 12 サービス業 13 その他()
	所在地	〒
	代表者	職名: 氏名:
	担当者	職名: 氏名: 電話: FAX:
本社、親企業等の情報*	本社、親企業等の名称 () 事業場の属する本社、親企業等の全労働者数 ()人 本社、親企業等の産業医数 (産業医 名、内専属産業医 名)	
事業場訪問	1 希望する 2 希望しない	
その他連絡事項等		

※申込事業場が企業の支店、営業所、工場や子会社等の場合、当該企業又は親企業の情報をご記入ください。
 なお、本事業は企業規模で常時50人未満の小規模事業場を優先的に対応いたします。
 ※労働者本人からの申込みの場合は、担当者欄にご本人の氏名をご記入のうえ、氏名の後ろに「本人」と注記してください。
 ※本用紙に記載された個人情報、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。
 ※チェック欄に「いいえ」がありますと、相談をお受け出来ない場合があります。

*下記事項をご一読いただき、いずれかにチェックをしてください。

	チェック欄
	はい いいえ
1 就業する事業場は50人未満です。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

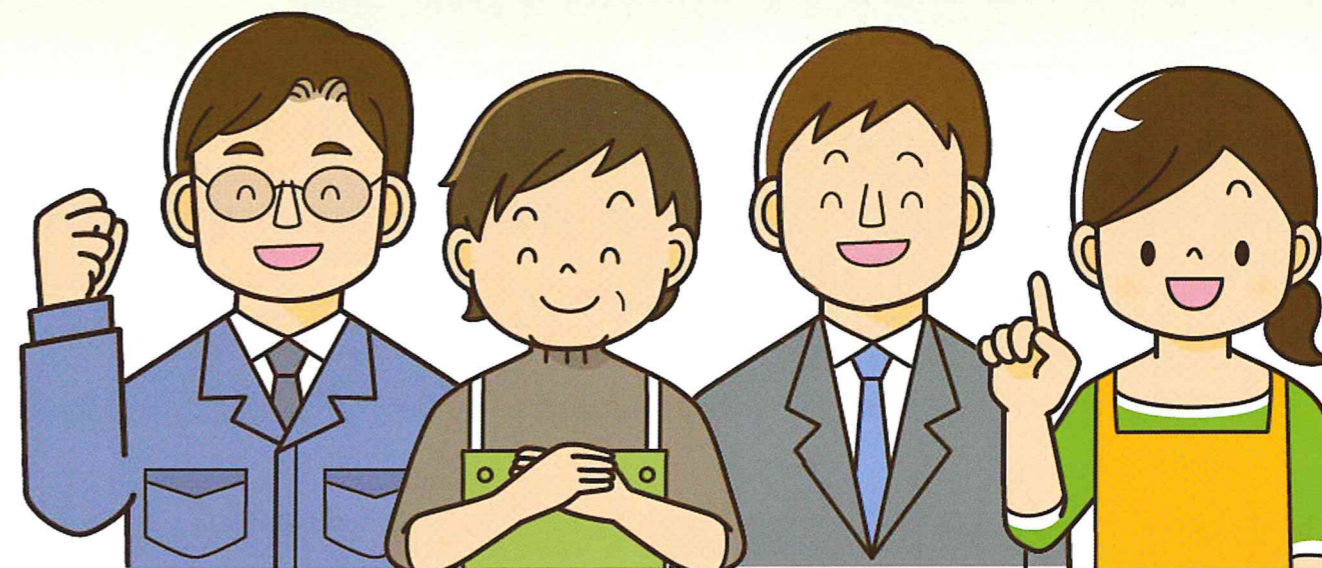
北大阪地域産業保健センター

〒573-0023 枚方市東田宮1-6-4 (公社)大阪労働基準連合会 北大阪支部内
 TEL(072)846-2343 FAX(072)846-5414

50人未満の事業所の事業主や労働者の皆さま対象

無料健康相談

職場の健康管理を応援します!!



地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や小規模事業場で働く方を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。

健康相談や個別指導などこの業務により知り得た情報は厳守いたします。産業保健について、どんなことでもご相談ください。



独立行政法人労働者健康安全機構
 大阪産業保健総合支援センター
<https://osakas.johas.go.jp>

保健相談・面接指導は **無 料** です!!

①脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

労働安全衛生法に基づく健康診断の結果、「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」の項目に異常の所見があった労働者に対し、医師または保健師が日常生活面での指導や健康管理に関する情報の提供などを行います。

②メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

メンタルヘルス不調を感じている労働者に対し、医師または保健師による相談・指導を行います。

③健康診断結果に基づく医師からの意見聴取

労働安全衛生法に基づく健康診断で異常所見があった労働者に関して、その健康を保持するために必要な措置について、医師の意見聴取を行います。

④長時間労働者に対する面接指導

時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、疲労の蓄積状況などを確認するため、医師による面接指導を行います。

⑤高ストレス者に対する面接指導

ストレスチェック実施後、高ストレス者に選定された労働者に対し、勤務の状況、心理的な負担の状況などを確認するため、医師による面接指導を行います。

③健康診断結果に基づく医師からの意見聴取及び④長時間労働者に対する面接指導(対象者からの申し出があった場合)の実施は、労働安全衛生法により事業者が義務付けられています。

⑤ストレスチェック制度の実施に関しては、労働者数50人未満の事業場は、当分の間努力義務とされていますが、同制度を実施する場合には、労働安全衛生法令の各規定が適用されます。

個別訪問による作業環境改善などの助言等

医師及び労働衛生工学専門員が事業場を訪問し、健康管理や作業環境改善などの指導・助言を行います。

※事情により健康相談・面接指導を行います。



各サービスのご利用にあたっては、各地域産業保健センターへの事前のFAXでの申し込みが必要です。

なお、以下のサービスについて、同じ労働者が2回以上利用するときは、利用できない場合があります。

「脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導」「メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導」「長時間労働者に対する面接指導」「高ストレス者に対する面接指導」

大阪府内の地域産業保健センター

平成30年4月1日現在

地域産業保健センター名	所在地 担当地区	電話番号 ファクシミリ番号
大阪中央	〒540-0028 大阪市中央区常盤町2-1-12 関西労働衛生ビル7階 (公社)大阪労働基準連合会 大阪中央協会支部内 大阪市のうち、中央区・城東区・東成区・天王寺区・浪速区・生野区・鶴見区	TEL: 080-6830-8248 FAX: 06-6941-3710
	〒557-0044 大阪市西成区玉出中2-11-4 (一社)大阪南労働基準協会内 大阪市内のうち、住之江区・住吉区・西成区・阿倍野区・東住吉区・平野区	TEL: 06-6656-3443 FAX: 06-6656-8141
天満	〒530-0053 大阪市北区末広町3-14 大阪市北区医師会館 (一社)大阪市北区医師会内 大阪市内のうち、北区・都島区・旭区	TEL: 070-2199-1884 FAX: 06-6311-3799
	〒551-0031 大阪市大正区泉尾1-27-16 大正産業会館2階 大阪西労働基準協会内 大阪市内のうち、西区・港区・大正区	TEL: 070-2199-1886 FAX: 06-7652-9464
西野田	〒554-0012 大阪市此花区西九条5-3-60 (一社)西野田労働基準協会内 大阪市内のうち、此花区・西淀川区・福島区	TEL: 070-2199-1885 FAX: 06-6462-4452
	〒532-0006 大阪市淀川区西三国2-18-16 (一社)淀川労働基準協会内 大阪市内のうち、淀川区・東淀川区・池田市・豊中市・箕面市・豊能郡	TEL: 080-5952-8519 FAX: 06-6396-5602
東大阪	〒578-0944 東大阪市若江西新町1-6-5 (一社)東大阪労働基準協会内 東大阪市・八尾市	TEL: 06-6723-3450 FAX: 06-6723-3451
	〒596-0073 岸和田市岸城町23-17 (一社)岸和田労働基準協会内 岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・泉南郡	TEL: 070-2199-1883 FAX: 072-431-4031
堺	〒590-0953 堺市堺区甲斐町東3-2-26 (一社)堺市医師会内 堺市	TEL: 072-221-2330 FAX: 072-223-9609
	〒589-0003 大阪狭山市東野東1-500-1 (一社)大阪狭山市医師会内 富田林市・河合長野市・松原市・柏原市・羽曳野市・藤井寺市・大阪狭山市・南河内郡	TEL: 072-368-1110 FAX: 072-365-3709
北大阪	〒573-0023 枚方市東田宮1-6-4 (公社)大阪労働基準連合会 北大阪支部内 枚方市・守口市・寝屋川市・大東市・門真市・四条畷市・交野市	TEL: 072-846-2343 FAX: 072-846-5414
	〒594-0071 和泉市府中町4-22-5 (一社)和泉市医師会内 泉大津市・和泉市・高石市・泉北郡	TEL: 080-5952-8520 FAX: 0725-41-1690
茨木	〒567-0881 茨木市上中条2-5-37 すばるビル301号室 (一社)茨木労働基準協会内 茨木市・高槻市・吹田市・摂津市・三島郡	TEL: 070-3631-0273 FAX: 072-621-5763